

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 目次 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第 85 条 <u>国税審議会</u> への諮問 第 86 条の 8 <u>国税審議会</u> への諮問 第 2 章 <u>資源の有効な利用の促進に関する法律関係</u> 第 2 編 酒税法関係 第 2 条 酒類の定義及び種類 第 1 項関係 1 「アルコール分 1 度以上の飲料」の範囲 「アルコール分 1 度以上の飲料」には、アルコール分 1 度以上のものでそのまま飲用に供し得るもののほか、水その他の物品を混和してそのアルコール分を薄めて飲料とすることができるもの（飲用に供し得る程度まで水その他の物品を混和したときのアルコール分が 1 度未満となるものを除く。）又は水その他の物品と併せて飲用に供することができるものを含むものとする。ただし、 <u>アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号。以下同じ。）第 2 条《定義》第 4 項に規定する特定アルコールを精製し又はアルコール分を 90 度未満に薄めたもので、明らかに飲用以外の用途に供されると認められるもの（当該物品を飲用に供することとしたものを除く。）については飲料に該当しないことに取り扱う。</u> 2 ～ 3 （省略） 4 「アルコール」の定義	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 目次 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第 85 条 <u>酒類審議会</u> への諮問 第 86 条の 8 <u>酒類審議会</u> への諮問 第 2 章 <u>再生資源の利用の促進に関する法律関係</u> 第 2 編 酒税法関係 第 2 条 酒類の定義及び種類 第 1 項関係 1 「アルコール分 1 度以上の飲料」の範囲 「アルコール分 1 度以上の飲料」には、アルコール分 1 度以上のものでそのまま飲用に供し得るもののほか、 <u>例えばアルコール分が 95 度の原料用アルコールのように、</u> 水その他の物品を混和してそのアルコール分を薄めて飲料とすることができるもの（飲用に供し得る程度まで水その他の物品を混和したときのアルコール分が 1 度未満となるものを除く。）又は水その他の物品と併せて飲用に供することができるものを含むものとする。ただし、 <u>アルコール専売法（昭和 12 年法律第 32 号。以下同じ。）の適用を受けたアルコールについて、例えば消毒用アルコールのように製造場以外の場所においてアルコール分を 90 度未満に薄めたもので、明らかに飲料以外の用途に供されると認められるもの（薄めた後において当該物品を飲用に供することとしたものを除く。）はこの限りでない。</u> 2 ～ 3 （同左） 4 「アルコール」の定義

改 正 後	改 正 前
「アルコール」とは、法の適用を受けるものと<u>アルコール事業法の適用を受けるもの</u>（以下「工業用アルコール」という。）とを問わず、アルコール含有物を蒸留したもの（これに水を加えたものを含む。）で、法第3条第5号イからニまで（しょうちゅうから除かれるもの）に該当しないものであって、次に掲げるものをいう。 (1)～(2)（省略） 5 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱い 法第2条第1項かっこ書の規定により法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱いは、次による。 (1) 製造者がその製造場において酒類の原料用として製造したアルコール分90度以上のアルコール（この5において「酒類原料用アルコール」という。）で、当該製造場又は他の製造場で酒類原料用に使用されるものは、<u>アルコール事業法第42条《適用除外》</u>の規定により、法の適用を受けることになる。 (注) 「他の製造場」とは、本邦における他の製造場をいう。従って、酒類の原料として使用されることが明らかな場合であっても、外国の酒類製造場に移出されるアルコール分90度以上のアルコールについては、<u>アルコール事業法の適用を受けることになる</u>。 (2) 酒類原料用アルコールが酒類原料以外の用途に使用されたときには、法の適用がなく、<u>アルコール事業法の適用を受けることになる</u>。 <u>（削除）</u> <u>6</u> （省略）	「アルコール」とは、法の適用を受けるものと<u>アルコール専売法の適用を受けるもの</u>とを問わず、アルコール含有物を蒸留したもの（これに水を加えたものを含む。）で、法第3条第5号イからニまで（しょうちゅうから除かれるもの）に該当しないものであって、次に掲げるものをいう。 (1)～(2)（同左） 5 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱い 法第2条第1項かっこ書の規定により法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱いは、次による。 (1) 製造者がその製造場において酒類の原料用として製造したアルコール分90度以上のアルコール（この5において「酒類原料用アルコール」という。）で、当該製造場又は他の製造場で酒類原料用に使用されるものは、<u>アルコール専売法第17条《適用除外》</u>の規定により、法の適用を受けることになる。 (注) 「他の製造場」とは、本邦における他の製造場をいう。従って、酒類の原料として使用されることが明らかな場合であっても、外国の酒類製造場に移出されるアルコール分90度以上のアルコールについては、<u>アルコール専売法の適用を受けることになる</u>。 (2) 酒類原料用アルコールが酒類原料以外の用途に使用されたときには、法の適用がなく、<u>アルコール専売法の適用を受けることになる</u>。 <u>6 専売アルコールを移入した場合の取扱い</u> <u>酒類の原料用として製造場に移入されたアルコール専売法の適用を受けているアルコールは、当該アルコールについて税務署長の使用証明がなされたときには、酒類として取り扱う。</u> <u>7</u> （同左）

改 正 後	改 正 前
第9条 酒類の販売業免許 第1項関係 1～5 (省略) 6 販売場の取扱い (1)～(2) (省略) (3) 販売業者である百貨店等又は百貨店等からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該百貨店等において<u>輸入品売場（国際化の推進及び消費者ニーズの多様化・消費選択幅の拡充に対応するため設置された専ら輸入品を販売する場所をいう。以下同じ。）</u>を設置して酒類の販売を行う場合においては、当該<u>輸入品売場</u>については新たに酒類の販売業免許を要しないものとして取り扱う。 7～11 (省略) 12 特殊酒類小売業免許の取扱い 特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。 (1)～(5) (省略) (6) その他特殊酒類小売業免許の取扱い 8の(1)のイの(ハ)のAからHまでに定める特殊酒類小売業免許以外の酒類小売業免許を特に付与する必要がある場合は、販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、その他特殊酒類小売業免許を付与することができる。 なお、次に掲げるその他特殊酒類小売業免許の申請があった場合において、免許の申請者が	第9条 酒類の販売業免許 第1項関係 1～5 (同左) 6 販売場の取扱い (1)～(2) (同左) (3) 販売業者である百貨店等又は百貨店等からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該百貨店等において<u>輸入品専門売場（輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成3年法律第81号。以下「輸入品専門売場特例法」という。）第2条《定義》第1項に規定する「輸入品専門売場」をいう。以下同じ。）</u>等を設置して酒類の販売を行う場合においては、当該<u>輸入品専門売場等</u>については新たに酒類の販売業免許を要しないものとして取り扱う。 7～11 (同左) 12 特殊酒類小売業免許の取扱い 特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。 (1)～(5) (同左) (6) その他特殊酒類小売業免許の取扱い 8の(1)のイの(ハ)のAからHまでに定める特殊酒類小売業免許以外の酒類小売業免許を特に付与する必要がある場合は、販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、その他特殊酒類小売業免許を付与することができる。 なお、次に掲げるその他特殊酒類小売業免許の申請があった場合において、免許の申請者が

改 正 後	改 正 前
第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の2《経営の基礎薄弱者の取扱い》に該当せず、かつ、当該その他特殊酒類小売業免許の区分ごとに定める免許の基準のいずれにも該当するときには、当該区分ごとに定める免許の条件を付して免許を付与しても差し支えない。 イ～ロ （省略） ハ 輸入品売場における輸入酒類の小売業免許 (イ) 申請者は、<u>申請販売場のある建物内において酒類小売業免許を付与されている者である。</u> (ロ)～(ハ) （省略） (ニ) 酒類の需給調整上及び酒税の検査取締上特に支障がないものと認められる。 (注) 申請者が、申請販売場のある建物内において、大型店舗酒類小売業免許など輸入酒類を小売することができる免許を有しているときは、輸入品売場において新たに酒類の販売業免許を要しないのであるから留意する。 ニ～ヘ （省略） 13 酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業免許の取扱いは、次による。 (1)～(2) （省略） (3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する免許酒類製造者（共同びん詰業者を含む。）から、酒類製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を販売するため次に掲げる免許の申請又は	第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の2《経営の基礎薄弱者の取扱い》に該当せず、かつ、当該その他特殊酒類小売業免許の区分ごとに定める免許の基準のいずれにも該当するときには、当該区分ごとに定める免許の条件を付して免許を付与しても差し支えない。 イ～ロ （同左） ハ 輸入品売場における輸入酒類の小売業免許 (イ) 申請者は、<u>申請販売場において、輸入品専門売場特例法第3条《届出》に規定する届出をした者である。</u> (ロ)～(ハ) （同左） (ニ) 酒類の需給調整上及び酒税の検査取締上特に支障がないものと認められる。 (注) <u>1 輸入品売場とは、国際化の推進及び消費者ニーズの多様化・消費選択幅の拡充に対応するため設置された専ら輸入品を販売する場所をいう。</u> <u>2</u> 申請者が、申請販売場のある建物内において、大型店舗酒類小売業免許など輸入酒類を小売することができる免許を有しているときは、輸入品売場において新たに酒類の販売業免許を要しないのであるから留意する。 ニ～ヘ （同左） 13 酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業免許の取扱いは、次による。 (1)～(2) （同左） (3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する免許酒類製造者（共同びん詰業者を含む。）から、酒類製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を販売するため次に掲げる免許の申請又は

改 正 後	改 正 前
条件緩和の申立てがあった場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、免許を付与しても差し支えない。 (イ)～(ハ)（省略） (ニ) 同系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において販売する場合 (注) 同系列下にあるかどうかは、資本の出資比率（およそ50%以上）又は役員の出向状況等により客観的に判断することに留意する。 <u>この場合において、商法第211条の2《子会社による親会社株式の取得》第1項の規定による子会社及び同第3項の規定により子会社とみなされる会社については、同系列下にある子会社として取り扱って差し支えない。</u> ロ～ハ（省略）	条件緩和の申立てがあった場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、免許を付与しても差し支えない。 (イ)～(ハ)（同左） (ニ) 同系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において販売する場合 (注) 同系列下にあるかどうかは、資本の出資比率（およそ50%以上）又は役員の出向状況等により客観的に判断することに留意する。 ロ～ハ（同左）
第10条 免許の要件 第2号関係 1 「その取消の原因となった事実があった日」の意義 法第10条《免許の要件》第2号に規定する「その取消の原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。 (1)（省略） (2) 国税若しくは地方税に関する法令又は組合法若しくは<u>アルコール事業法</u>の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、又は罰金に相当する金額の通告処分を受けた場合には、その各法令に違反	第10条 免許の要件 第2号関係 1 「その取消の原因となった事実があった日」の意義 法第10条《免許の要件》第2号に規定する「その取消の原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。 (1)（同左） (2) 国税若しくは地方税に関する法令又は組合法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、又は罰金に相当する金額の通告処分を受けた場合には、その各法令に違反した事実があった日

改 正 後	改 正 前
した事実があった日 (3)～(4) (省略) <u>(5) 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられた場合には、当該法令に違反した事実があった日</u> <u>(6) アルコール事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反し、製造、輸入、販売又は使用の許可の取消しが行われた場合には、当該法令に違反した事実があった日</u> <u>(7) 不正の手段によりアルコール事業法に基づく製造の許可又は製造場等の設備の能力等の変更の許可を受けた場合には、その受けた日</u> <u>(8) アルコール事業法に規定する許可を受けないで製造場等の設備の能力等の変更を行った場合には、その事実があった日</u> 第9号関係 1 「取締上不適當と認められる場所」の意義 次の一に該当する場合は、法第10条《免許の要件》第9号に規定する「正当な理由がないのに取締上不適當と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合」に該当するものとして取り扱う。 (1) 申請製造場が、<u>工業用アルコール</u>だけの製造場、販売場又は酒場、料理店等と同一の場所である場合。 (注) 申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分させる。この場合、検査取締上特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等とを壁、扉等で区分させる。 (2)～(3) (省略) 第28条 未納税移出 第1項関係	(3)～(4) (同左) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第9号関係 1 「取締上不適當と認められる場所」の意義 次の一に該当する場合は、法第10条《免許の要件》第9号に規定する「正当な理由がないのに取締上不適當と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合」に該当するものとして取り扱う。 (1) 申請製造場が、<u>専売アルコール</u>だけの製造場、販売場又は酒場、料理店等と同一の場所である場合。 (注) 申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分させる。この場合、検査取締上特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等とを壁、扉等で区分させる。 (2)～(3) (同左) 第28条 未納税移出 第1項関係

改 正 後	改 正 前
1 (省略) 2 蔵置場の設置許可の要件 蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通的要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。 (1) (省略) (2) 態様別許可要件 イ～ホ (省略) ヘ 製造場狭あいのための蔵置場 (イ) (省略) (ロ) 申請場所は、<u>原則として、狭あい製造場の所在地を管轄する国税局の管轄区域内にある。</u> (注) <u>申請場所が狭あい製造場と近接する場所にあり、酒税の取締り又は保全上支障がないと認められる場合には、当該申請場所と隣接する国税局の管轄区域内であっても差し支えない。</u> (ハ) (省略) ト (省略) 3～5 (省略) 6 条件の緩和の取扱い (1) (省略) (2) 製造場狭あいのための蔵置場について、設置許可を受けた者から、条件として付されている未納税移入先を追加したい旨の申立てがあった場合には、その追加製造場が自製酒を蔵置するためには狭あいであると認められ、かつ、その蔵置場と追加製造場とが、<u>原則として、同一国税局の管轄区域内に所在するときは、条件を緩和して差し支えない。</u> (注) <u>追加製造場が製造場狭あいのための製造場と近接する場所にあり、酒税の取締り又は保全上支障がないと認められる場合には、当該追加製造場と蔵置場が、隣接する</u>	1 (同左) 2 蔵置場の設置許可の要件 蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通的要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。 (1) (同左) (2) 態様別許可要件 イ～ホ (同左) ヘ 製造場狭あいのための蔵置場 (イ) (同左) (ロ) 申請場所は、狭あい製造場の所在地を管轄する国税局の管轄区域内にある。 (ハ) (同左) ト (同左) 3～5 (同左) 6 条件の緩和の取扱い (1) (同左) (2) 製造場狭あいのための蔵置場について、設置許可を受けた者から、条件として付されている未納税移入先を追加したい旨の申立てがあった場合には、その追加製造場が自製酒を蔵置するためには狭あいであると認められ、かつ、その蔵置場と追加製造場とが、同一国税局の管轄区域内に所在するときは、条件を緩和して差し支えない。

改 正 後	改 正 前
<u>国税局管轄区域内に所在していても差し支えない。</u> 7～14（省略） 第30条の6 納期限の延長 <u>第1項、第2項及び第3項関係</u> 1（省略） 2 「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱い 法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項、第2項及び第3項</u>に規定する「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱いは、次による。 (1)～(2)（省略） 3 「納期限に納付することが著しく困難であると認められる場合」等の取扱い 法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項、第2項又は第3項</u>に規定する「納期限内に納付することが著しく困難」又は「一月以内に納付することが著しく困難」かどうかは、申請者の経営内容、信用力等により税務署長又は税関長が判断するものであるが、次のいずれかに該当する場合は、これに当たるものとして取り扱って差し支えない。 (1)～(4)（省略） 4 延長する酒税額の範囲 法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項、第2項かつこ書又は第3項</u>の規定により納期限の延長をする酒税額は、次に掲げる額を限度とする。ただし、次に掲げる額により下回る額の申請をした場合には、その申請額とする。 (1)～(3)（省略） 5 延長する期限の範囲 納期限を延長する場合の延長後の納期限は、次に定める日とする。 (1) 2及び3に該当するものとして、税務署長又は税関長が納期限を延長することが相当と認め	7～14（同左） 第30条の6 納期限の延長 <u>第1項及び第2項関係</u> 1（同左） 2 「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱い 法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項及び第2項</u>に規定する「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由」の取扱いは、次による。 (1)～(2)（同左） 3 「納期限に納付することが著しく困難であると認められる場合」等の取扱い 法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項又は第2項</u>に規定する「納期限内に納付することが著しく困難」又は「一月以内に納付することが著しく困難」かどうかは、申請者の経営内容、信用力等により税務署長又は税関長が判断するものであるが、次のいずれかに該当する場合は、これに当たるものとして取り扱って差し支えない。 (1)～(4)（同左） 4 延長する酒税額の範囲 法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項又は第2項かつこ書</u>の規定により納期限の延長をする酒税額は、次に掲げる額を限度とする。ただし、次に掲げる額により下回る額の申請をした場合には、その申請額とする。 (1)～(3)（同左） 5 延長する期限の範囲 納期限を延長する場合の延長後の納期限は、次に定める日とする。 (1) 2及び3に該当するものとして、税務署長又は税関長が納期限を延長することが相当と認め

改 正 後	改 正 前
る場合は、法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項又は第3項</u>のときは法定納期限の翌日から起算して1か月を経過する日、同条第2項のときは引取りの日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。ただし、申請者が上記の日より早い日を延長後の納期限として申請した場合は、その申請日とする。 (2) (省略) 6～10 (省略)	る場合は、法第30条の6《納期限の延長》<u>第1項</u>のときは法定納期限の翌日から起算して1か月を経過する日、同条第2項のときは引取りの日の翌日から起算して2か月を経過する日とする。ただし、申請者が上記の日より早い日を延長後の納期限として申請した場合は、その申請日とする。 (2) (同左) 6～10 (同左)
第45条 密造酒類の所持等の禁止 1 「法令において認められる場合」の意義 法第45条に規定する「法令において認められる場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) (省略) (2) 法第8条第1号から第3号まで《酒母等の製造免許》の規定により、製造者若しくは酒母等の製造者又は<u>アルコール事業法</u>の規定によるアルコールの製造者が、その製造場において酒類若しくはもろみ又はアルコールの製造の用に供するため製造した酒母等を当該製造場において所持する場合 (3)～(5) (省略) 2～3 (省略)	第45条 密造酒類の所持等の禁止 1 「法令において認められる場合」の意義 法第45条に規定する「法令において認められる場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) (同左) (2) 法第8条第1号から第3号まで《酒母等の製造免許》の規定により、製造者若しくは酒母等の製造者又は<u>アルコール専売法</u>の規定によるアルコールの製造者が、その製造場において酒類若しくはもろみ又はアルコールの製造の用に供するため製造した酒母等を当該製造場において所持する場合 (3)～(5) (同左) 2～3 (同左)
第46条 記帳義務 1 「酒母若しくはもろみの製造者」の範囲 法第46条に規定する「酒母若しくはもろみの製造者」には、酒母等の製造免許を受けた者のほか<u>アルコール事業法</u>の規定によりアルコールの製造の許可又は承認を受けた者がアルコールの製造の用に供するため、酒母等を製造する場合のそのアルコールの製造者を含むことに留意する。また、法第53条《当該職員の権限》において同様とする。 2 (省略) 3 酒類製造者の記帳事項 酒類製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳し	第46条 記帳義務 1 「酒母若しくはもろみの製造者」の範囲 法第46条に規定する「酒母若しくはもろみの製造者」には、酒母等の製造免許を受けた者のほか<u>アルコール専売法</u>の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託を受けて当該アルコールの製造の用に供するため、酒母等を製造する場合のそのアルコールの製造者を含むことに留意する。また、法第53条《当該職員の権限》において同様とする。 2 (同左) 3 酒類製造者の記帳事項 酒類製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳し

改 正 後	改 正 前
なければならない事項は、次のとおりとする。 なお、 記帳事項のうち、その製造場の製造操作の特殊性等により記帳ができない事項については、その記帳を省略することができること、 記帳に当たっての数量の単位は、課税に直接関係のあるものはml位、その他のものはl位、kg位、g位又は本、箱等の単位によることとし、記帳に当たっては、それぞれの単位を明示させること、 帳簿の様式は、国税局で適宜定めることとして差し支えない。 <u>おって、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。</u> (1)～(6) (省略) 4～6 (省略) 第47条 申告義務 第1項関係 1～3 (省略) 4 酒類の数量確認に液面計又は流量計を使用する場合の取扱い (1) (省略) (2) 流量計の取扱い イ～ロ (省略) ハ 器差試験の方法等 (イ) 器差試験は、<u>独立行政法人産業技術総合研究所又は当該流量計の製造者の事業所に勤務する計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条《登録》に規定する計量士の登録を行った者）が行う。</u> (ロ)～(ニ) (省略) (ホ) 試験成績書の様式は、別に定める様式とする。ただし、<u>独立行政法人産業技術総合研究所</u>において器差試験を行ったものについては、同所の発行する試験成績書によることができる。	なければならない事項は、次のとおりとする。 なお、 記帳事項のうち、その製造場の製造操作の特殊性等により記帳ができない事項については、その記帳を省略することができること、 記帳に当たっての数量の単位は、課税に直接関係のあるものはml位、その他のものはl位、kg位、g位又は本、箱等の単位によることとし、記帳に当たっては、それぞれの単位を明示させること、 帳簿の様式は、国税局で適宜定めることとして差し支えない。 (1)～(6) (同左) 4～6 (同左) 第47条 申告義務 第1項関係 1～3 (同左) 4 酒類の数量確認に液面計又は流量計を使用する場合の取扱い (1) (同左) (2) 流量計の取扱い イ～ロ (同左) ハ 器差試験の方法等 (イ) 器差試験は、<u>工業技術院計量研究所（支所を含む。）</u>又は当該流量計の製造者の事業所に勤務する計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条《登録》に規定する計量士の登録を行った者）が行う。 (ロ)～(ニ) (同左) (ホ) 試験成績書の様式は、別に定める様式とする。ただし、<u>工業技術院計量研究所</u>において器差試験を行ったものについては、同所の発行する試験成績書によることができる。

改 正 後	改 正 前
二～ホ（省略） ５～９（省略） 第５編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係 第２条 定義 １ 輸入と引取りとの関係 輸徴法第２条《定義》に規定する「輸入」とは、酒税法に規定する「引取り」に該当するものであるが、具体的には、次に掲げるような場合を除き、原則として、輸入の許可の時に保税地域からの引取りがあったものとして取り扱う。 (1)（省略） (2) 関税法第58条の２《<u>保税作業による製品に係る納税申告等の特例</u>》の規定の適用がある場合 (3)～(5)（省略） ２（省略） 第５条 保税地域からの引取り等とみなす場合 第１項関係 １ 保税地域以外の場所から輸入する場合 輸徴法第５条《保税地域からの引取りとみなす場合》第１項に規定する「保税地域以外の場所から輸入する場合」とは、例えば、次に掲げるものをいう。 (1)（省略） (2) 関税法第30条《外国貨物を置く場所の制限》<u>第１項</u>各号に掲げる貨物を保税地域以外の場所から輸入する場合 (3)（省略） ２（省略） 第12条 船用品又は機用品の積込み等の場合の免税 第１項関係 １ 本邦の船舶等の意義 輸徴法第12条《船用品又は機用品の積込み等の	二～ホ（同左） ５～９（同左） 第５編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係 第２条 定義 １ 輸入と引取りとの関係 輸徴法第２条《定義》に規定する「輸入」とは、酒税法に規定する「引取り」に該当するものであるが、具体的には、次に掲げるような場合を除き、原則として、輸入の許可の時に保税地域からの引取りがあったものとして取り扱う。 (1)（同左） (2) 関税法第58条の２《<u>納税申告の特例</u>》の規定の適用がある場合 (3)～(5)（同左） ２（同左） 第５条 保税地域からの引取り等とみなす場合 第１項関係 １ 保税地域以外の場所から輸入する場合 輸徴法第５条《保税地域からの引取りとみなす場合》第１項に規定する「保税地域以外の場所から輸入する場合」とは、例えば、次に掲げるものをいう。 (1)（同左） (2) 関税法第30条《外国貨物を置く場所の制限》各号に掲げる貨物を保税地域以外の場所から輸入する場合 (3)（同左） ２（同左） 第12条 船用品又は機用品の積込み等の場合の免税 第１項関係 １ 本邦の船舶等の意義 輸徴法第12条《船用品又は機用品の積込み等の

改 正 後	改 正 前
場合の免税》第１項に規定する「本邦の船舶又は航空機」とは、日本国籍を有する船舶又は航空機をいうものとするが、外国籍の船舶又は航空機であっても、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸よう船）し、日本人の船長又は乗務員を使用している場合等、実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められるものも含む。 （注）本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に積み込むための特定の酒類については、措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定の適用があることに留意する。 第15条 変質、損傷等の場合の軽減又は還付 第２項関係 １～２（省略） <u>（削除）</u> 第８編 酒類行政法令関係 第１章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第85条 <u>国税審議会</u>への諮問 第86条の５ 酒類の種類等の表示義務 １ 酒類の表示の取扱い等 （１）総則 イ 酒類の表示の意義 酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。	場合の免税》第１項に規定する「本邦の船舶又は航空機」とは、日本国籍を有する船舶又は航空機をいうものとするが、外国籍の船舶又は航空機であっても、日本人が船主との契約によって船体だけを賃借（いわゆる裸よう船）し、日本人の船長又は乗務員を使用している場合等、実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められるものも含む。 （注）本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に積み込むための特定の酒類については、措置法第87条の<u>4</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定の適用があることに留意する。 第15条 変質、損傷等の場合の軽減又は還付 第２項関係 １～２（同左） <u>３ 納期限の延長税額の取扱い</u> <u>輸徴法第15条《変質、損傷等の場合の軽減又は還付》第２項に規定する「内国消費税が納付されたもの」には、納期限の延長により未納に係るものを含むものとして取り扱っても差し支えない。この場合における同項の規定の適用にあたっては、その未納の税額の減額の処理をする。</u> 第８編 酒類行政法令関係 第１章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第85条 <u>酒類審議会</u>への諮問 第86条の５ 酒類の種類等の表示義務 １ 酒類の表示の取扱い等 （１）総則 イ 酒類の表示の意義 酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。

改 正 後	改 正 前
(注) 酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号） 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>資源の有効な利用の促進に関する法律</u>（平成3年法律第48号）等の表示が行われているが、組合法第86条の5《酒類の種類等の表示義務》及び組合法第86条の6《酒類の表示の基準》では、組合法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。 ロ～ル （省略） ヲ 他の法律の規定に基づく表示 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、<u>資源の有効な利用の促進に関する法律</u>その他の法律に基づく表示は、それぞれの規定に沿う適正なものとするよう啓発する。 (2)（省略） 第86条の6 酒類の表示の基準 <u>1 総則</u> <u>(1) 酒類の表示の基準の意義</u> <u>酒類の表示の基準は、酒類の製法、品質等について、具体的な表示の基準を定めて、酒類の容器又は包装における正しい表示を推進することにより、消費者の利益の確保及び産業政策的に酒類の品質の向上と流通の円滑化を積極的に確保しようとするものである。</u> <u>(2) 表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い等</u> <u>イ 「容器」又は「包装」の範囲</u> <u>表示の基準に規定する酒類の「容器」とは、酒類を収容し当該酒類とともに消費者（酒場、料理店等を含む。以下この条において同じ。）に引き渡されるびん、缶、たる等の器をいい、「包装」とは、酒類を収容した容器とともに消</u>	(注) 酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号） 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>再生資源の利用の促進に関する法律</u>（平成3年法律第48号）等の表示が行われているが、組合法第86条の5《酒類の種類等の表示義務》及び組合法第86条の6《酒類の表示の基準》では、組合法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。 ロ～ル （同左） ヲ 他の法律の規定に基づく表示 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、<u>再生資源の利用の促進に関する法律</u>その他の法律に基づく表示は、それぞれの規定に沿う適正なものとするよう啓発する。 (2)（同左） 第86条の6 酒類の表示の基準 <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
<u>費者に引き渡される化粧箱、包み紙その他これらに類するものをいい、いずれも運送、保管等のためだけに用いられるものは含まないものとする。</u> <u>(注) 清酒のこもかぶり品のように、容器又は包装に直接表示することができない場合には、例えば、さげ札等を用いて表示を行うこととしても差し支えないものとするが、その場合は、当該さげ札等に対する表示を酒類の容器又は包装に対する表示とみなして表示の基準を適用するのであるから留意する。</u> <u>ロ 表示を要しない容器又は包装</u> <u>次に掲げる酒類の容器又は包装（以下この条において「容器等」という。）は、原則として表示を要しないことに取り扱う。</u> <u>(イ) 品評会、鑑評会等に出品する酒類</u> <u>(ロ) 法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定より収去される酒類及び法第53条《当該職員の権限》第2項の規定により採取する見本の酒類</u> <u>ハ 表示の基準に基づいて行う表示は、容器等の見やすい箇所に、容易に判読できる大きさ及び書体の文字でめいりょうに行うものとする。</u> <u>なお、表示の基準に特に定めがある事項を除き、日本文字以外の文字で表示する場合も、表示の基準が適用されるものであるから留意する。</u> <u>二 表示の基準に定める事項を酒類の容器等以外のものに行う場合（広告宣伝等のための表示を含む。）は、消費者の利益に資する観点から表示の基準に準拠して行うものとする。</u> <u>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</u> 清酒の製法品質表示基準（平成元年11月22日付国税庁告示第8号。以下この<u>2</u>において「表示基準」という。）の取扱いは、<u>次</u>による。	<u>1 清酒の製法品質表示基準の取扱い等</u> <u>組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた清酒の製法品質表示基準（平成元年11月22日付国税庁告示第8号。以下この<u>1</u>にお</u>

改 正 後	改 正 前
(1) 表示基準の意義 清酒は、吟醸酒、純米酒又は本醸造酒等、製法品質を異にする、特定名称を用いた高付加価値商品が生産されているところであるが、消費者利益の保護及び清酒の需要拡大ひいては酒類業者の経営に資する観点から、これらの清酒について、特定名称を表示するにふさわしい製法品質を確保するとともに、表示の適正化を図るものである。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	いて「表示基準」という。)の取扱い等は次による。 (1) <u>共通事項</u> <u>イ 表示基準の意義</u> 清酒は、吟醸酒、純米酒又は本醸造酒等、製法品質を異にする、特定名称を用いた高付加価値商品が生産されているところであるが、消費者利益の保護及び清酒の需要拡大ひいては酒類業者の経営に資する観点から、<u>組合法に基づく表示基準を制定し、これらの清酒について、特定名称を表示するにふさわしい製法品質を確保するとともに、表示の適正化を図るものである。</u> <u>ロ 表示基準において、清酒の「容器」とは、清酒を収容し当該清酒とともに消費者（酒場、料理店等を含む。以下この条において同じ。）に引き渡されるびん、缶、たる等の器をいい、「包装」とは、清酒を収容した容器とともに消費者に引き渡される化粧箱、包み紙その他これらに類するものをいい、いずれも運送、保管等のためだけに用いるものは含まないものとする。</u> <u>なお、次に掲げる清酒の容器又は包装には、原則として表示を要しないものであるから留意する。</u> <u>(イ) 品評会、鑑評会等に出品する清酒</u> <u>(ロ) 法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定により収去される清酒及び法第53条《当該職員の権限》第2項の規定により採取する見本の清酒</u> <u>ハ 清酒のこもかぶり品のように、容器又は包装に直接表示することができない場合には、例えば、さげ札等を用いて表示を行うこととしても差し支えないものとするが、その場合は当該さげ札等に対する表示を清酒の容器又は包装に対する表示とみなして表示基準を適用するもので</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (2)～(4) (省略) <u>3 地理的表示に関する取扱い等</u> 地理的表示に関する表示基準（平成 6 年12月28日 国税庁告示第 4 号。<u>以下この 3 において「表示基 準」という。</u>）第 2 項に規定する日本国で保護する ぶどう酒又は蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定 する産地（<u>以下この 3 において「長官指定産地」と</u> <u>いう。</u>）の指定及び我が国で保護するしょうちゅう 乙類の地理的表示の取扱い等は、<u>次による。</u> <u>(1) 表示基準の意義</u> <u>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書</u> <u>1 - C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定</u> <u>（平成 6 年12月28日条約第15号）を受け、日本国</u> <u>内において製造、輸入、販売される酒類における</u> <u>地理的表示の適正化を図るものである。</u> (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) (省略) <u>4 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い</u> 未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年 11月22日付国税庁告示第 9 号。<u>以下この 4 において</u> <u>「表示基準」という。</u>）の取扱いは、<u>次による。</u>	<u>あるから留意する。</u> <u>二 表示基準に基づいて行う表示は、容器又は包</u> <u>装の見やすい箇所に、容易に判読できる大きさ</u> <u>及び書体の文字でめいりょうに行うものとし</u> <u>る。</u> <u>なお、表示基準に特に定めがある事項を除</u> <u>き、日本文字以外の文字で表示する場合も、表</u> <u>示基準が適用されるものであるから留意する。</u> <u>ホ 表示基準に定める事項を清酒の容器又は包装</u> <u>以外のものに行う場合（広告宣伝等のための表</u> <u>示を含む。）は、消費者の利益に資する観点か</u> <u>ら表示基準に準拠して行うものとする。</u> (2)～(4) (同左) <u>2 地理的表示に関する取扱い等</u> <u>組合法第86条の 6《酒類の表示の基準》第 1 項の</u> <u>規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基</u> <u>準」</u>（平成 6 年12月28日国税庁告示第 4 号）第 2 項 に規定する日本国で保護するぶどう酒又は蒸留酒の 産地のうち国税庁長官が指定する産地（<u>以下この 2</u> <u>において「長官指定産地」という。</u>）の指定及び我 が国で保護するしょうちゅう乙類の地理的表示の取 扱い等については、<u>次による。</u> <u>(新設)</u> (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) <u>3 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い</u> <u>組合法第86の 6《酒類の表示の基準》第 1 項の</u> <u>規定に基づき定めた「未成年者の飲酒防止に関する</u> <u>表示基準</u>（平成元年11月22日付国税庁告示第 9 号。

改 正 後	改 正 前
(1) 表示基準の意義 酒類の自動販売機に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨」、「販売停止時間（午後11時から翌朝5時まで販売を停止している旨）」等を、<u>また、酒類の容器等に対して未成年者の飲酒防止のための注意表示を表示させることによって、未成年者が酒類を誤って購入することを防止するとともに、酒類販売業者及び消費者に対して未成年者の飲酒防止に関する啓発を図り、もって、未成年者の飲酒の防止等に資するものである。</u> (2)～(3)（省略） <u>（削除）</u>	以下この<u>3</u>において「表示基準」という。）」の取扱いは次による。 (1) 表示基準の意義 <u>自動販売機での酒類の販売については、酒類業者の経営の合理化等に資する反面、特に、深夜の販売については、未成年者の飲酒を助長する懸念があるとの社会的問題が提起され、酒類小売業界は、未成年者の飲酒防止等の観点から、酒類の表示に関する公正競争規約（昭和53年4月3日付公正取引委員会告示第7号）により、自動販売機の深夜（午後11時から翌朝5時まで）の販売の自粛を行ってきているところである。</u> <u>これらを背景として、組合法に基づく表示基準を制定し、酒類の自動販売機に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨」、「販売停止時間（午後11時から翌朝5時まで販売を停止している旨）」等を表示させることとし、これを酒類小売業者が遵守することによって、未成年者の飲酒の防止等に資するものである。</u> また、酒類の<u>容器又は包装に対する未成年者の飲酒防止のための注意表示については、消費者に対して正しい情報を提供することによって、未成年者が酒類を誤って購入することを防止するとともに、消費者に対する未成年者の飲酒防止に関する啓発効果を果たすものである。</u> (2)～(3)（同左） (4)「<u>酒類の容器又は包装</u>」の範囲 <u>表示基準に規定する酒類の「容器」とは、酒類を収容し当該酒類とともに消費者（酒場、料理店等を含む。以下この3において同じ。）に引き渡されるびん、缶、たる等の器をいい、「包装」とは、酒類を収容した容器とともに消費者に引き渡される化粧箱、包み紙その他これらに類するものをいい、いずれも運送、保管等のためだけに用いられるものは含まない。</u> <u>（注） 清酒のこもかぶり品のように、容器又は</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u> (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) 5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等 酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。 (1) 表示基準の意義 近年、消費者の食品に対する認識は、安全、健康といった観点から有機農産物、有機農産物加工食品への関心が高まっており、酒類製造者においても有機米純米酒、有機ワイン等といった名称の酒類が生産されているところであるが、これらの酒類における有機等の表示の基準を明確化するとともに、表示の適正化を図るものである。 (2) 有機農産物加工酒類における有機等の表示 イ 有機又はオーガニック(以下この5において「有機等」という。)の表示は、有機農産物加工酒類の製造方法等の基準を満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意す	<u>包装(以下この3において「容器等」という。)に直接表示することができない場合には、例えばさげ札等を用いて表示を行うこととしても差し支えないものとするが、その場合は当該さげ札等に対する表示を酒類の容器等に対する表示とみなして表示基準を適用するのであるから留意する。</u> (5) <u>表示を要しない酒類の容器又は包装</u> <u>次に掲げる酒類の容器等は、原則として表示を要しないことに取り扱う。</u> イ <u>品評会、鑑評会等に出品する酒類</u> ロ <u>法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定により収去される酒類及び法第53条《当該職員の権限》第2項の規定により採取する見本の酒類</u> (6) (同左) (7) (同左) (8) (同左) <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>る。</u> <u>ロ 有機等の表示には、「オルガニック」のよう</u> <u>に、有機等の表示に類似する表示を含むものと</u> <u>する。</u> <u>ハ 表示基準の対象となる表示は、日本文字によ</u> <u>る表示であり、外国において現地の表示制度に</u> <u>従って表示されている日本文字以外の表示は、</u> <u>表示基準の対象とならないのであるから留意す</u> <u>る。</u> <u>(3) 有機農産物加工酒類の製造方法等の基準</u> <u>イ 表示基準 2 の(1)「原材料」について</u> <u>(イ) ハに規定する「当該酒類の製造場に移入</u> <u>し、又は引き取った酒類で第 1 号から第 3 号</u> <u>の規定に該当することについての証明のある</u> <u>もの」とは、当該酒類の送り状等に当該酒類</u> <u>が表示基準 1 の(1)から(3)の規定を満たしてい</u> <u>ることを確認することができる書面及び資料</u> <u>(以下「書面等」という。)が添付されている</u> <u>ものをいう。</u> <u>なお、当該酒類が農林物資の規格化及び品</u> <u>質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律</u> <u>第 175 号。以下この 5 において「JAS 法」</u> <u>という。）に規定する格付制度と同等の制度</u> <u>を有する国から輸入されたものであるとき</u> <u>は、表示基準 4 に規定する証明書の添付によ</u> <u>ることができる。</u> <u>(ロ) ニに規定する放射線照射食品及び組換え D</u> <u>NA 技術を用いたものかどうかは、当該原材</u> <u>料の容器等の表示の有無に関わらず、実際に</u> <u>用いているかどうかを確認した上で判断する</u> <u>ものとする。</u> <u>(ハ) 有機農産物加工酒類に同一の種類又は品目</u> <u>の有機農産物加工酒類以外の酒類を混和した</u> <u>場合の表示基準の適用は、次による。</u> <u>A 混和した有機農産物加工酒類以外の酒類</u> <u>が有機農産物加工酒類と同一の酒類製造場</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>において製造されたものであり、かつ、原材料の使用割合を除き表示基準 2 の (1) から (3) に定める基準を満たす場合には、それぞれの酒類の製造に使用した原材料の合計重量により混和後の酒類の原材料の使用割合を計算し、表示基準を適用する。</u> <u>B 混和した有機農産物加工酒類以外の酒類が A 以外の場合には、混和後の酒類は有機農産物加工酒類に該当しないこととなる。</u> <u>なお、この場合においても、表示基準 5 に規定する有機農産物等の使用表示は行うことができるのであるから留意する。</u> <u>ロ 表示基準 2 の (2) 「原材料の使用割合」について</u> <u>(イ) 「水の重量を除いた原材料の重量」における「水の重量」とは、酒類の原材料として使用した水の重量をいい、酒類の原材料として使用した有機農産物等に含まれている水分は、当該有機農産物等の重量に含まれるものとする。</u> <u>(ロ) 使用割合の計算は、実際に酒類の原材料として使用したものの重量により行うものであるが、酒類製造場に搬入後加水した原材料の重量については、加水前の重量により行うものとする。</u> <u>例えば、原料用アルコールを酒類の原材料として使用した場合における使用割合の計算については、酒類製造場に移入後加水した場合は加水前の重量により、加水後に酒類製造場に移入した場合は移入時の重量により計算することとなる。</u> <u>(ハ) 使用割合の計算における食品添加物の重量には、製造した酒類に残留するかどうかに関わらず、使用した食品添加物の重量をすべて含むのであるから留意する。</u> <u>(ニ) 「製造するために必要な最小限度のもの」</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>とは、酒類の製造の健全を期するため等の食品添加物の使用目的を達成するために必要な最小限の量をいう。</u> <u>なお、食品添加物の使用が製造するために必要な最小限度を超えている酒類は、有機農産物等の使用割合が95%以上であっても、有機農産物加工酒類には該当しないのであるから留意する。</u> <u>八 表示基準2の(3)「製造その他の工程に係る管理」について</u> <u>(イ) 製造の方法における「物理的方法」とは、機械的方法を含み、粉碎、混合、加熱・冷却、加圧・減圧、乾燥、分離（ろ過、圧搾、蒸留）等の加工方法をいい、「生物の機能を利用した方法」とは、カビ、酵母、細菌等を利用した糖化、発酵等の方法をいう。</u> <u>(ロ) 「製造その他の工程に係る管理」とは、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。</u> <u>ただし、JAS法第17条の6《登録認定機関の登録》の規定に基づき有機農産物加工食品に係る登録認定機関の登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明（当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。）を受けた酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして取扱う。</u> <u>A 酒類製造における管理方法</u> <u>(A) 酒類の製造における品質管理を担当する責任者（品質管理責任者）として、酒類の製造、加工又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者を1人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>a 品質管理（外注管理（製造又は設備の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下このAにおいて同じ。）に関する計画の立案及び推進</u> <u>b 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言</u> <u>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</u> <u>a 原材料の受入れ及び保管に関する事項</u> <u>b 原材料の配合割合に関する事項</u> <u>c 製造及び加工の方法に関する事項</u> <u>d 製造及び加工に使用する機械及び器具に関する事項</u> <u>e 生産工程の検査に関する事項</u> <u>f 出荷又は処分に関する事項</u> <u>g 記録の作成及び保存に関する事項</u> <u>h 品質管理の実施状況についての組合法第91条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項</u> <u>(C) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</u> <u>(D) 内部規程は、適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知すること。</u> <u>B 酒類の詰め替えにおける管理方法</u> <u>(A) 酒類の詰め替えにおける責任者（詰め</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>替え責任者）として、酒類の販売に３年以上従事した経験を有する者を１人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。</u> <u>a 詰め替えに関する計画の立案及び推進</u> <u>b 詰め替えの工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言</u> <u>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</u> <u>a 有機農産物加工酒類の受入れ及び保管に関する事項</u> <u>b 詰め替え前の有機農産物加工酒類の表示の確認に関する事項</u> <u>c 詰め替えの方法に関する事項</u> <u>d 詰め替えに使用する機械及び器具に関する事項</u> <u>e 出荷又は処分に関する事項</u> <u>f 記録の作成及び保存に関する事項</u> <u>g 詰め替えの実施状況についての組合法第91条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項</u> <u>(C) 内部規程に基づいて詰め替えを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から３年以上保持すること。</u> <u>C 酒類の輸入における管理方法</u> <u>(A) 輸入酒類の受入れ及び保管の責任者（受入保管責任者）として、酒類の販売に３年以上従事した経験を有する者を１人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>a 輸入酒類の受入れ及び保管に関する計画の立案及び推進</u> <u>b 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言</u> <u>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</u> <u>a 有機農産物加工酒類の受入れ及び保管に関する事項</u> <u>b 外国の政府機関等が発行する証明書の確認に関する事項</u> <u>c 出荷又は処分に関する事項</u> <u>d 記録の作成及び保存に関する事項</u> <u>e 輸入酒類の受入れ及び保管の実施状況についての組合法第91条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項</u> <u>(C) 内部規程に基づいて輸入酒類の受入れ及び保管を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</u> <u>三 表示基準2の(4)「種類又は品目の表示」について</u> <u>(イ) 「種類又は品目の前若しくは後又は近接する場所」とは、消費者が「(有機農産物加工酒類)」の表示を見たときに当該表示の文字と種類又は品目の文字とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。</u> <u>なお、「(有機農産物加工酒類)」の表示は、消費者が種類又は品目の文字と一体に表示されていると判断できるものであれば、2段書き等により表示することとしても差し支えない。</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>(ロ) 「種類又は品目の表示に用いている文字」</u> <u>とは、第86条の5《酒類の種類等の表示義務》の1《酒類の表示の取扱い等》の(1)のト</u> <u>及び(2)のイの(イ)のC又はロの(ロ)に定める文</u> <u>字の書体及び大きさをいう。</u> <u>(4) 表示基準3「有機農産物加工酒類の名称等の表</u> <u>示」について</u> <u>イ (1)に規定する「有機農産物加工酒類であるこ</u> <u>とを表す事項」には、例えば、有機果実酒(ウ</u> <u>イン)、有機ビールなどのように有機等の文字</u> <u>と酒類の一般的な名称(酒類の種類又は品目を</u> <u>含む。)又は商品名の文字を一体的に表示する</u> <u>場合を含むものとする。</u> <u>ロ (1)及び(2)に規定する「農産物等の一般的な名</u> <u>称」とは、例えば、米、麦、米こうじ、麦芽な</u> <u>どのように農産物等の内容を的確に表現し、一</u> <u>般的に理解される名称をいう。</u> <u>ハ 「転換期間中」の意義</u> <u>(2)に規定する「有機農産物又は有機農産物加</u> <u>工食品のうち、その名称に「転換期間中」と表</u> <u>示されているもの」とは、転換期間中ほ場(有</u> <u>機農産物の日本農林規格(平成12年農林水産省</u> <u>告示第59号)第4条《生産の方法についての基</u> <u>準》の「ほ場の条件」の基準2の(2)に該当する</u> <u>ほ場をいう。)において生産された有機農産物</u> <u>及び当該有機農産物を原材料に使用した有機農</u> <u>産物加工食品をいう。</u> <u>(注) 「ほ場」とは、田、畑、果樹園など、農</u> <u>作物を栽培するために人為的に手が加えら</u> <u>れ整備された所をいう。</u> <u>(5) 表示基準4「輸入酒類に係る取扱い」について</u> <u>イ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に</u> <u>関する法律に規定する格付制度と同等の制度を</u> <u>有する国」とは、JAS法第15条の7《輸入業</u> <u>者による格付の表示》第2項の規定に基づき農</u> <u>林水産省令で定められた国をいう。</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>ロ 「当該国の政府機関等」とは、当該国の政府機関、公的な認証機関及び当該国の制度の下で認証等を行うことができる機関等をいう。</u> <u>ハ 「証明書」とは、当該国の制度の下での認証等に係る酒類の名称、認証等に係るほ場・製造場等の名称及び住所、認証等の番号及び年月日、製造者の住所及び氏名又は名称、原産国、証明を行った政府機関等の住所及び氏名又は名称等の記載があることにより、当該酒類が当該国の制度の下で認証等を受けたものであることが確認できる書面等をいう。</u> <u>二 イに規定する国以外の国から輸入される酒類については、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面等が添付されており、かつ、当該書面等を当該酒類を保税地域から引き取る者が保存している場合に限り、表示基準2の(1)から(3)の規定を満たすものとする。</u> <u>なお、この場合において、原材料として使用する有機農産物及び有機農産物加工食品は、日本農林規格の格付けがなされているものを使用する必要があるのであるから留意する。</u> <u>(6) 表示基準5「有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物等の使用表示」について</u> <u>イ 有機農産物等の使用表示は、表示基準5の各号に定める要件をすべて満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。</u> <u>なお、有機農産物等の使用表示をする場合は、有機農産物等の使用割合を表示する必要があることから、例えば、酒類を混和し、混和後の酒類における有機農産物等の使用割合が計算できないときは有機農産物等の使用表示はできないのであるから留意する。</u> <u>ロ 「当該酒類の品質が有機農産物加工酒類と同</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>等又は優れている印象を与える方法」とは、</u> <u>「有機○○100%使用」、「100%有機○○使</u> <u>用」、「有機○○のお酒」、「有機だけのお酒」</u> <u>「有機○○からつくったお酒」などのように有</u> <u>機農産物等が原材料の一部であるにもかかわらず、</u> <u>原材料の全部が有機農産物等であるかのよ</u> <u>うな誤認を与える表示をいう。</u> <u>(注)「○○」は、「米」、「ぶどう」、「麦」</u> <u>等、農産物の一般的な名称である。</u> ハ <u>「種類又は品目の前若しくは後又は近接する</u> <u>場所」及び「種類又は品目の表示に用いている</u> <u>文字」の取扱いは、(3)の二に定めるところによ</u> <u>る。</u> ニ <u>「酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に</u> <u>表示」とは、「有機米使用清酒」、「有機ぶどう</u> <u>使用ワイン」などのような表示をいう。</u> ホ <u>輸入酒類に有機農産物等の使用表示をする場</u> <u>合における有機農産物等の使用割合の確認の取</u> <u>扱いは、(5)に準じて行うものとする。</u> ヘ <u>有機農産物等の使用表示を行う場合における</u> <u>原材料として使用した有機農産物等及び原材料</u> <u>の配合割合等の製造工程に関する記録の取扱い</u> <u>は、(3)の八の(イ)に準じて行うものとする。</u> (7) <u>酒類における遺伝子組換えに関する表示</u> <u>酒類における遺伝子組換えに関する表示は、</u> <u>「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質</u> <u>表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準</u> <u>第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定め</u> <u>る基準（平成12年農林水産省告示第517号）」の加</u> <u>工食品の規定を準用して行うものであるが、その</u> <u>表示方法を例示すると次のとおりである。</u> <u>なお、当該基準においては、対象農産物を原材</u> <u>料とする加工食品であって、加工工程後も組み換</u> <u>えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく</u> <u>質が残存する場合、主な原材料（原材料の重量に</u> <u>占める割合の高い原材料の上位3位までのもの</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>で、かつ、原材料の重量に占める割合が５％以上のものをいう。）について、遺伝子組換えに関する表示を行うこととされている。</u> <u>（注） 遺伝子組換えに関する表示が不要な加工食品の原材料について、遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、例示の表示方法によることとされている。</u> <u>イ 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u> <u>原材料名に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等の表示</u> <u>ロ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合</u> <u>原材料名に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等の表示</u> <u>ハ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u> <u>原材料名に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示</u> <u>(8) 表示基準の附則２の取扱い</u> <u>「当該農産物等有機農産物の日本農林規格又は有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることが確認できる場合」とは、登録認定機関又は生産工程管理者（ＪＡＳ法第15条《製造者等の行う格付》第２項の規定に基づき農林水産大臣又は登録認定機関による認定を受けた者）から当該農産物等有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることを証明する書面の交付を受け、当該書面を酒類製造者において保存している場合をいう。</u> 第86条の８ <u>国税審議会</u>への諮問 第２章 <u>資源の有効な利用の促進に関する法律関係</u> １ 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示	第86条の８ <u>酒類審議会</u>への諮問 第２章 <u>再生資源の利用の促進に関する法律関係</u> １ 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示

改 正 後	改 正 前
の取扱い <u>資源の有効な利用の促進に関する法律</u>（平成３年法律第48号。以下この第２章において「リサイクル法」という。）<u>第24条第１項</u>の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成３年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第１号。以下この第２章において「省令」という。）別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは次による。 (1) 「缶に飲料を充てんする事業者」の意義等 イ（省略） ロ 国内において缶に酒類を充てんする場合における省令の別表に定める缶の材質に関する表示の様式（以下この第２章において「識別マーク」という。）の表示義務者は、具体的には次のとおりとなる。 (イ) 酒類を缶に充てんする事業者（以下この第２章において「ボトラー」という。）が、缶を製造する事業者（以下この第２章において「缶メーカー」という。）からホワイト缶（缶体に商標や図柄が全く印刷されていない缶又はこれらを表示したラベルが貼付されていない缶等をいう。）を購入して酒類を充てんすることとしている場合は、ボトラー。 (注) 識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法<u>第25条</u>の規定により、財務大臣が当該ボトラーに対し、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 (ロ) (イ)以外の場合には、ボトラー及び缶メーカー。 (注) １（省略）	の取扱い <u>再生資源の利用の促進に関する法律</u>（平成３年法律第48号。以下この第２章において「リサイクル法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成３年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第１号。以下この第２章において「省令」という。）別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは次による。 (1) 「缶に飲料を充てんする事業者」の意義等 イ（同左） ロ 国内において缶に酒類を充てんする場合における省令の別表に定める缶の材質に関する表示の様式（以下この第２章において「識別マーク」という。）の表示義務者は、具体的には次のとおりとなる。 (イ) 酒類を缶に充てんする事業者（以下この第２章において「ボトラー」という。）が、缶を製造する事業者（以下この第２章において「缶メーカー」という。）からホワイト缶（缶体に商標や図柄が全く印刷されていない缶又はこれらを表示したラベルが貼付されていない缶等をいう。）を購入して酒類を充てんすることとしている場合は、ボトラー。 (注) 識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法<u>第17条</u>の規定により、財務大臣が当該ボトラーに対し、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 (ロ) (イ)以外の場合には、ボトラー及び缶メーカー。 (注) １（同左）

改 正 後	改 正 前
2 識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第25条の規定により、財務大臣が当該ボトラーに対し、また、経済産業大臣が当該缶メーカーに対し、それぞれ、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 (2)～(5)（省略）	2 識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第17条の規定により、財務大臣が当該ボトラーに対し、また、経済産業大臣が当該缶メーカーに対し、それぞれ、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。 (2)～(5)（同左）